

職開発 0524 第 1 号
平成 23 年 5 月 24 日

都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発課長

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の
教育訓練に係る取扱いについて

東日本大震災に伴う一部地域における雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の教育訓練については、下記のとおり取り扱うこととするので、その実施に遺漏なきようお願いする。

記

1 「雇用調整助成金支給要領」（平成 13 年 9 月 12 日付け職発第 540 号、能発第 387 号、雇発第 595 号「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う雇用保険三事業に係る給付金制度の改正について」）及び「中小企業緊急雇用安定助成金支給要領」（平成 20 年 11 月 28 日付け職発第 1128007 号「雇用安定事業の実施等について」）（以下「要領」という。）2700 第 1 号の事業主のうち、別紙 1 に定める市町村に所在する事業主については、地域貢献に寄与する活動を実施する場合、当該活動を要領 0205 に規定する教育訓練に当たるものとして助成対象とする。

ここでいう「地域貢献に寄与する活動」とは、津波等による災害が著しい地域における、被災した住民の生活への支援あるいは被災した地域の再生支援をいう。

なお、上記教育訓練の実施に当たっては、要領 0300 第 3 号等通常のエデュケーションにおいて求められる要件が適用されることに留意すること。

2 上記 1 の取扱いについての周知は、別紙 1 の市町村を所管する労働局及びハローワーク窓口にて、事業主から雇用調整助成金を利用してがれきの撤去等の地域貢献に寄与する活動を行いたい等の相談があった場合に、別添 1 のリーフレットを活用しつつ行うこと。

雇用調整助成金の教育訓練の特例対象市町村一覧

岩手県内

大船渡所管内	大船渡市 陸前高田市	釜石所管内	釜石市 大槌町
宮古所管内	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村	久慈所管内	久慈市 野田村 普代村 洋野町

宮城県内

仙台所管内	亘理町 山元町 岩沼市 名取市 若林区 宮城野区	塩釜所管内	多賀城市 七ヶ浜町 塩釜市 松島町 利府町
石巻所管内	東松島市 石巻市 女川町	気仙沼所管内	気仙沼市 南三陸町

福島県内

平所管内 (磐城、勿来出張所含む)	いわき市	相双所 相馬出張所	南相馬市 相馬市 新地町
----------------------	------	--------------	--------------------

茨城県

水戸所	大洗町 東海村 ひたちなか市	日立所 常陸鹿嶋所	日立市 鹿嶋市 鉾田市 神栖市
高萩所	高萩市 北茨城市		

東日本大震災被災地における 雇用調整助成金の教育訓練の特例

津波等による被害が著しい地域においては、当分の間、企業のCSR(社会的貢献)に資するとともに、地域貢献に寄与する活動も、雇用調整助成金の教育訓練の助成対象となります。(特例対象市町村については裏面を参照)

(例)

【被災住民生活支援】

- 避難所における支援活動(炊き出し、介助等)
- 居宅で不自由している方への物資の配送
- 独居老人に対する訪問・見守り 等

【地域再生支援】

- 市街整備(がれきの撤去作業等)
- 植生 等

実施に当たっては、以下の条件を満たすことが必要です。

- 業務の一環として教育訓練期間中の賃金が支払われるものであること
- 教育訓練のねらい、具体的な内容、スケジュール等を明記したカリキュラムが作成されていること
- 地域貢献活動について十分な経験がある指導員の指導の下に行われること

